

○平群町結婚新生活支援補助金交付要綱

令和5年3月2日

要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴い平群町で新生活を始める夫婦を経済的に支援することにより、少子化対策及び移住定住促進の強化を図るため、当該新婚世帯に対して、予算の範囲内において平群町結婚新生活支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助金を申請する日(以下「申請日」という。)の属する年度(以下「申請年度」という。)の前年度の1月1日から申請年度の3月末日までにおいて婚姻の届出が受理され、当該婚姻を継続している夫婦をいう。
- (2) 住宅取得費用 申請年度の4月1日から3月末日まで(以下、「対象期間」という。)において、婚姻を契機として新たに町内に住宅を購入又は取得する際に要した費用をいう。
- (3) 住宅リフォーム費用 対象期間において、婚姻を契機として町内の住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、次に掲げる費用は除く。
 - ア 倉庫及び車庫に係る工事費用
 - イ 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用
 - ウ エアコン、洗濯機等の家電の購入又は設置に係る費用
- (4) 住宅賃借費用 対象期間において、婚姻を契機として町内に住宅を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。
- (5) 引越費用 対象期間において、婚姻を契機として町内に引っ越しをするために要した費用のうち引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 婚姻の届出の受理日における夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。
- (2) 申請日における夫婦の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳をいう。以下同じ。)に記録された住所が、新住宅の住所と同一であること。
- (3) 夫婦の双方が本町に5年を超えて居住する意思があること。
- (4) 夫婦の所得(申請時点で取得できる最新の所得証明書に基づく合計所得金額)を合算した金額が500万円未満であること。この場合において、次に掲げる区分に該当するときは、下記に定める金額を基礎として当該所得を算定するものとする。
 - ア 貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済を現に行っている場合、所得から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除した額
- (5) 夫婦の双方が町税(申請日において平群町又は転入前の市区町村により賦課されている直近の市区町村税をいう。以下同じ。)を滞納していないこと。
- (6) 夫婦の双方が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者でないこと。
- (7) 夫婦の双方が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 平群町移住支援金交付要綱(令和5年3月平群町要綱第2号)及びこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

2 前項に該当する新婚世帯として前年度に補助金の交付を受けた世帯であって、第4条第2項に定められた補助上限額に交付を受けた補助金が達しなかった世帯。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費は、住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用とする。ただし、次に掲げる費用を除くものとする。

- (1) 申請日において現に居住していない住宅に係る費用
- (2) 勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は当該住宅手当に相当する額
- (3) 夫婦と3親等以内の親族が賃貸人である場合の住宅賃借費用

2 補助金の額は、前項に規定する住宅取得費用又は住宅リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用を合算した額とし、300,000円を上限とする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 第3条第2項に定める世帯の補助金の額は、上限額から前年度に交付した補助金額を差し引いて得た額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、平群町結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票謄本の写し
- (2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し
- (3) 夫婦それぞれの申請時点で取得できる最新の所得証明書の写し
- (4) 申請者の本人確認書類の写し
- (5) 新婚世帯のうち町税を納める義務のある者についての滞納がないことを証明する書類
- (6) 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類の写し(貸与型奨学金を受けている場合に限る。)
- (7) 売買契約書又は工事請負契約書及び領収書その他の支払を確認することができる書類の写し(住宅取得費用を支払った場合に限る。)
- (8) リフォーム工事請負契約書及び領収書その他の支払を確認することができる書類の写し(リフォーム費用を支払った場合に限る。)
- (9) 賃貸借契約書及び領収書その他の支払を確認することができる書類の写し(住宅賃借費用を支払った場合に限る。)
- (10) 住宅手当支給証明書(様式第2号。住宅手当が支給されている場合に限る。)
- (11) 引越費用に係る領収書の写し(引越費用を支払った場合に限る。)
- (12) 誓約書(様式第3号)
- (13) 同意書(様式第4号)
- (14) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、対象期間に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、平群町結婚新生活支援補助金交付決定通知書(様式第5号)により、補助金の交付を不適当と認める場合は、平群町結婚新生活支援補助金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに平群町結婚新生活支援補助金交付請求書(様式第7号)に補助金の振込先口座の通帳の写し又はこれに準ずるものを添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求額を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 全部の取消し
 - ア 補助金の申請日から3年未満で平群町から転出した場合
 - イ 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合
 - ウ その他町長が特に必要と認める場合
- (2) 一部の取消し
 - ア 補助金の申請日から3年以上5年以内で平群町から転出した場合

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則(令和6年3月4日要綱第10号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式 略